

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,115,759,000
第十一種の優先株式	1,369,512,000
第十二種の優先株式	1,500,000,000
第十三種の優先株式	1,500,000,000
計	28,485,271,000

(注) 1. 「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款第6条但書に定めております。

- 平成20年7月7日から平成20年7月24日(約定ベース)にかけて自己の株式(普通株式)283,500株を取得し、276,500株を平成20年9月26日に消却したことにより、普通株式276,500株が減少いたしました。
- 平成20年7月1日以降、取得請求のあった第十一回第十一種優先株式のうち、28,988株を平成20年9月26日に消却したことにより、第十一種の優先株式は、28,988株減少いたしました。
- 上記(注)2.及び3.の株式数は、平成21年1月4日を効力発生日とする「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当て前における株式数で記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,178,940,660	11,179,071,120	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)  ニューヨーク証券取引所 (注)1.	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式 単元株式数100株 (注)2. (注)6.
第十一回 第十一種 優先株式	914,752,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)3. (注)5. (注)6.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)4. (注)5. (注)6.
計	12,130,382,660	12,130,513,120		

(注)1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2. 普通株式の提出日現在発行数(株)には、平成21年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれておりません。

3. 第十一回第十一種優先株式

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年20円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

当初取得価額

当初取得価額は、536円60銭とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が322円を下回る場合には、322円(以下「下限取得価額」という。)を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

(注) 第十一回第十一種優先株式の取得価額は、平成21年7月1日より322円に修正されることが、平成21年6月9日に決定され、公表されております。

#### 取得価額の調整

取得価額（下限取得価額を含む。）は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。}}{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}} \times \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

#### (4) 優先株式の一斉取得

平成28年6月30日までに取得請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに1株につき、1,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限取得価額を下回るときは、1,000円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

#### (6) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

#### (7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 4. 第十三回第十三種優先株式

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年30円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

##### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき15円の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成25年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(5) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

5. 第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の議決権につきましては、上記3.(5)及び4.(4)「議決権条項」に記載のとおりであり、これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に關しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。
6. 上記の各種類の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成21年1月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,409	3,699
新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的とな る株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的とな る株式の数(株)	5,409,000	3,699,000
新株予約権の行使時の 払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数 を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月17日～平成41年2月16日	同左
新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額	発行価格 1,000株につき 191,910円 資本組入額 1,000株につき 95,955円	同左
新株予約権の行使の条 件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレ ート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受け た新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役 員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使で きる。	同左
新株予約権の譲渡に関 する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事 項		

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関 する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）1に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注) 1. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備 金残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注)1.	68,469.18	13,907,425.49		1,540,965	1,367,644	385,241
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注)2.	623,000.00	13,284,425.49		1,540,965		385,241
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注)3.	431,800.00	12,852,625.49		1,540,965		385,241
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注)4.	475,940.83	12,376,684.66		1,540,965		385,241
平成20年4月1日～ 平成20年12月31日 (注)5.	246,302.00	12,130,382.66		1,540,965		385,241
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日 (注)6.	12,118,252,277.34	12,130,382,660		1,540,965		385,241

- (注)1. 平成16年8月31日に実施した自己株式買受けによる取得及び消却により、第一回第一種優先株式33,000株及び第九回第九種優先株式107,000株が減少いたしました。また、平成16年4月1日から平成17年3月31日における第十二回第十一種優先株式の普通株式への転換請求により、当該優先株式5,500株が減少し、普通株式77,030.82株が増加となりました。その結果、発行済株式総数は、68,469.18株減少しました。また、資本準備金1,367,644百万円の減少は、旧商法第289条第2項に基づき、平成16年6月25日開催の定時株主総会の決議をもって、同額をその他資本剰余金に振替えたことによるものです。
2. 平成17年3月7日に自己株式買受けにより取得しておりました第二回第二種優先株式38,600株、第八回第八種優先株式65,700株及び第九回第九種優先株式33,000株につきましては、平成17年7月20日に実施いたしました自己株式の消却により、それぞれ同数減少いたしました。また、平成17年8月29日に実施いたしました自己株式買受けによる取得及び消却により、第二回第二種優先株式61,400株、第三回第三種優先株式100,000株、第八回第八種優先株式59,300株及び第十回第十種優先株式140,000株が減少いたしました。さらに、平成17年10月12日に実施いたしました強制償還権の行使による自己株式の取得及び消却により、第七回第七種優先株式125,000株が減少いたしました。その結果、発行済株式総数は、623,000株減少いたしました。
3. 平成18年7月4日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、第四回第四種優先株式150,000株及び第六回第六種優先株式150,000株が減少いたしました。また、平成18年7月7日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、普通株式131,800株が減少いたしました。その結果、発行済株式総数は、431,800株減少いたしました。
4. 平成19年5月28日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、普通株式261,040.83株が減少いたしました。また、平成19年8月16日から平成19年9月6日にかけて自己の株式214,900株を取得し、平成19年9月28日にそのすべてを消却したことにより、普通株式214,900株が減少いたしました。その結果、発行済株式総数は、475,940.83株減少いたしました。
5. 平成20年7月7日から平成20年7月24日(約定ベース)にかけて自己の株式(普通株式)283,500株を取得し、276,500株を平成20年9月26日に消却したことにより、普通株式276,500株が減少いたしました。また、平成20年7月1日から平成20年12月31日までに、第十一回第十一種優先株式31,789株の取得請求により、普通株式59,186株が増加いたしました。また、取得請求のあった第十一回第十一種優先株式のうち28,988株を平成20年9月26日に消却したことにより、第十一回第十一種優先株式は、28,988株減少いたしました。その結果、発行済株式総数は、246,302株減少いたしました。なお、本注記の株式数は、平成21年1月4日を効力発生日とする「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当て前における株式数で記載しております。

6. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、平成21年1月3日現在の株主及び端株主に対し、その所有する普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数の割当てをいたしました。その結果、発行済株式総数は、普通株式11,167,761,719.34株、第十一回第十一種優先株式913,837,248株、第十三回第十三種優先株式36,653,310株の計12,118,252,277.34株が増加いたしました。
7. 平成21年4月1日から平成21年5月31日までに、第十一回第十一種優先株式70,000株の取得請求により、普通株式130,460株が増加いたしました。



## (5) 【所有者別状況】

## 普通株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	337	456	91	13,483	796	300	473,371	488,834	
所有株式数 (単元)	89,609	38,427,166	1,412,989	23,677,525	20,933,520	14,009	27,209,028	111,763,846	2,556,060
所有株式数の 割合(%)	0.08	34.38	1.26	21.19	18.73	0.01	24.35	100.00	

- (注) 1. 自己株式11,335,903株は「個人その他」に113,359単元、「単元未満株式の状況」に3株含まれております。  
 なお、自己株式11,335,903株は、株主名簿上の株式数であります。平成21年3月31日現在の実保有株式数  
 と同数であります。
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、720単元含まれております。

## 第十一回第十一種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		8	3	1,603	53		109	1,776	
所有株式数 (単元)		1,078,900	57,400	4,738,850	3,188,690		83,680	9,147,520	
所有株式数の 割合(%)		11.79	0.63	51.80	34.86		0.92	100.00	

- (注) 自己株式2,801,000株は「個人その他」に28,010単元含まれております。なお、自己株式2,801,000株は、株主名  
 簿上の株式数であります。平成21年3月31日現在の実保有株式数と同数であります。

## 第十三回第十三種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				45	2		2	49	
所有株式数 (単元)				256,200	110,000		700	366,900	
所有株式数の 割合(%)				69.83	29.98		0.19	100.00	

## (6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	613,467,800	5.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	608,481,100	5.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	421,309,500	3.47
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	236,950,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	160,188,100	1.32
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	137,000,000	1.12
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	132,630,760	1.09
ザ バンク オブ ニュー ヨーク メロン アズ デ ポジタリー バンク フォ ー デポジタリー レシー ト ホルダーズ (常任代理人 株式会社み ずほコーポレート銀行)	101 BARCLAY STREET ADR DEPT . 22 WEST NEW YORK, NY 10286 USA. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	130,047,800	1.07
オーディー05オムニバス チャイナトリーティ808 150(常任代理人 株式会社 三井住友銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都千代田区有楽町一丁目1番2号)	129,380,041	1.06
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	97,360,000	0.80
計	-	2,666,815,101	21.98

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート  
ホルダーズは、ヒーロー アンド カンパニーが名称変更したものであり、米国預託証券(ADR)発行のため預託  
された株式の名義人であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,134,678	5.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,084,811	5.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,213,095	3.77
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,099,500	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,601,881	1.43
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,370,000	1.22
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,326,307	1.18
ザ バンク オブ ニュー ヨーク メロン アズ デ ポジタリー バンク フォ ー デポジタリー レシー ト ホルダーズ (常任代理人 株式会社み ずほコーポレート銀行)	101 BARCLAY STREET ADR DEPT . 22 WEST NEW YORK, NY 10286 USA. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,300,478	1.16
オーディー05オムニバス チャイナトリーティ808 150(常任代理人 株式会社 三井住友銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都千代田区有楽町一丁目1番2号)	1,293,800	1.15
資産管理サービス信託銀行 株式会社(証券投資信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	816,065	0.73
計	-	26,240,615	23.50

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 951,442,000		優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
第十一回第十一種優先株式	914,752,000		
第十三回第十三種優先株式	36,690,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 13,540,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,162,843,700	111,628,437	同上
単元未満株式	普通株式 2,556,060		
発行済株式総数	12,130,382,660		
総株主の議決権		111,628,437	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が72,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数720個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	11,335,900		11,335,900	0.10
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	2,205,000		2,205,000	0.01
計	-	13,540,900		13,540,900	0.12

(注) 1. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 新光証券株式会社とみずほ証券株式会社は、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社といたしました。

3. 上記のほか、株主名簿上はみずほインベスターズ証券株式会社名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が920株(議決権の数9個)あります。

なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社の取締役、監査役および執行役員に対する退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成20年6月26日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成21年1月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第165条及び第156条の規定に基づく普通株式の取得並びに旧商法第220条ノ6第1項の規定及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第86条の規定に基づく端株の買取請求並びに会社法第192条の規定による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(億円)
取締役会(平成20年5月15日)での決議状況 (取得期間 平成20年6月10日～平成20年11月30日)	上限 600,000	上限 1,500
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	283,500	1,499
残存決議株式の総数及び価額の総額	316,500	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	52.75	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	52.75	0.00

(注) 上記の株式数は、平成21年1月4日を効力発生日とする「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当て前における株式数で記載しております。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	11,336,671.85	345
当期間における取得自己株式	5,318	1

- (注) 1. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。併せて、1単元を100株とする単元株式制度を採用いたしました。当事業年度における取得自己株式には、端数等無償割当てによる増加11,325,193.47株が含まれております。また、端数等無償割当てによる増加以外の当事業年度における取得自己株式の内訳は、単元株式制度採用前の端株の買取請求(株式数825.38株、価額の総額343百万円)及び単元株式制度採用後の単元未満株式の買取請求(株式数10,653株、価額の総額2百万円)であります。
2. 当期間における取得自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによるものは含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間		
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式	276,500	146,287			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式					
その他	(端株・単元未満株式の買増請求による売渡)	11,732.67	179	4,077	0
	(新株予約権の権利行使)			1,710,000	904
保有自己株式数	11,335,903		9,627,144		

- (注) 1. 当事業年度の消却の処分を行った取得自己株式の株式数は、平成21年1月4日を効力発生日とする「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当て前における株式数で記載しております。
2. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。併せて、1単元を100株とする単元株式制度を採用いたしました。端数等無償割当てによる増加以外の当事業年度の株式(端株・単元未満株式の買増請求による売渡)の内訳は、単元株式制度採用前の端株の買増請求(株式数452.67株、価額の総額176百万円)及び単元株式制度採用後の単元未満株式の買増請求(株式数11,280株、価額の総額2百万円)であります。
3. 当期間におけるその他の株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による売渡株式数及び新株予約権の権利行使数は含まれておりません。
4. 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数、単元未満株式の買増請求による売渡株式数及び新株予約権の権利行使数は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第166条の規定に基づく第十一回第十一種優先株式の取得請求による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	2,829,988	22
当期間における取得自己株式	70,000	

(注) 1. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。併せて、1単元を100株とする単元株式制度を採用いたしました。当事業年度における取得自己株式には、端数等無償割当てによる増加2,798,199株が含まれております。また、端数等無償割当てによる増加以外の当事業年度における取得自己株式は、単元株式制度採用前の第十一回第十一種優先株式の取得請求(株式数31,789株、価額の総額22百万円)であります。

2. 当期間における取得自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求によるものは含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	28,988	21		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,801,000		2,871,000	

(注) 1. 当事業年度の消却の処分を行った取得自己株式の株式数は、平成21年1月4日を効力発生日とする「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当て前における株式数で記載しております。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求による株式数は含まれておりません。



### 3【配当政策】

当社は、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しております。

当事業年度の普通株式年間配当金につきましては、上記の方針に基づき、連結業績が前事業年度に比べ大幅に悪化したしましたが、株主の皆さまに安定的な利益還元を行う観点から、内部留保の状況等を勘案しつつ、1株につき前事業年度と同水準の、10円とさせていただきます。また、各種優先株式の年間配当金につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただきます。

また、当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を、定款に定めておりますが、年1回の配当とさせていただきます。

これらの剰余金の配当について、期末配当の決定機関は株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

当事業年度の剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年6月25日 第7期定時株主総会	普通株式	111,676	10
	第十一回第十一種優先株式	18,239	20
	第十三回第十三種優先株式	1,100	30
	合計	131,015	-

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	560	969	1,030	911	606
最低(円)	391	469	733	360	166

(注)1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき99株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。併せて、1単元を100株とする単元株式制度を採用いたしました。上記の月間最高・最低株価は、当該端数等無償割当てを勘案したものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	466	294.6	276.0	299	233	235
最低(円)	190.0	190.6	210.5	205	173	166

(注)1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき99株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。併せて、1単元を100株とする単元株式制度を採用いたしました。上記の月間最高・最低株価は、当該端数等無償割当てを勘案したものであります。

5【役員の状況】

(平成21年6月29日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		前田 晃伸	昭和20年1月2日生	昭和43年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年6月 取締役融資企画部長 平成8年4月 取締役総合企画部長 平成9年5月 常務取締役 平成10年1月 常務取締役公共・金融グループ長 平成11年5月 常務取締役財務統轄役員 平成13年5月 副頭取財務統轄役員(平成14年3月まで) 平成14年1月 株式会社みずほホールディングス(現株式会社みずほフィナンシャルストラテジー)取締役 平成14年4月 取締役社長(平成19年4月まで) 平成15年1月 当社取締役社長 平成21年4月 取締役会長(現職)	平成21年6月から2年	普通株式 133,770
取締役社長 (代表取締役)	人事グループ長	塚本 隆史	昭和25年8月2日生	昭和49年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員人事部長 平成15年3月 当社常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長兼人材開発室長 平成16年2月 常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長 平成16年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員 平成18年3月 常務取締役企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員 平成19年4月 取締役副頭取 平成20年4月 当社副社長執行役員財務・主計グループ長 平成20年4月 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長(平成21年4月まで) 平成20年6月 当社取締役副社長財務・主計グループ長 平成21年4月 取締役社長人事グループ長(現職)	平成20年6月から2年	普通株式 48,840

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役副社長 (代表取締役)	財務・主計グループ長	小崎 哲資	昭和27年1月27日生	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年3月 株式会社みずほコーポレート 銀行執行役員企画グループ・ シニアコーポレートオフィサー 平成16年4月 常務執行役員(平成16年6月 まで) 平成16年4月 当社常務執行役員企画グルー プ長兼コンプライアンス統括 グループ長 平成16年6月 常務取締役企画グループ長兼 コンプライアンス統括グルー プ長 平成16年10月 常務取締役企画グループ長 平成17年6月 常務取締役企画グループ長兼 IT・システム・事務グルー プ長 平成19年4月 取締役(平成19年6月まで) 平成19年4月 株式会社みずほ銀行取締役副 頭取 平成21年4月 当社副社長執行役員財務・主 計グループ長 平成21年4月 株式会社みずほフィナンシャ ルストラテジー取締役社長 (現職) 平成21年6月 当社取締役副社長財務・主計 グループ長(現職)	平成21年 6月から 2年	普通株式 108,480
常務取締役	内部監査部門 長	齊藤 肇	昭和31年7月7日生	昭和54年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成16年4月 当社財務企画部長 平成18年3月 株式会社みずほ銀行執行役員 総合資金部長 平成20年4月 当社常務執行役員リスク管理 グループ長兼人事グループ長 兼コンプライアンス統括グル ープ長 平成21年4月 常務執行役員内部監査部門長 平成21年6月 常務取締役内部監査部門長 (現職)	平成21年 6月から 2年	普通株式 12,000
取締役		西堀 利	昭和28年3月2日生	昭和50年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート 銀行執行役員財務企画部長 平成14年12月 執行役員財務・主計グルー プ・シニアコーポレートオフ ィサー 平成16年4月 当社常務執行役員財務・主計 グループ長 平成16年6月 常務取締役財務・主計グルー プ長 平成19年4月 株式会社みずほフィナンシャ ルストラテジー取締役社長 (平成20年4月まで) 平成20年4月 当社取締役(平成20年6月ま で) 平成20年4月 株式会社みずほ銀行取締役副 頭取 平成21年4月 取締役頭取(現職) 平成21年6月 当社取締役(現職)	平成21年 6月から 2年	普通株式 47,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		佐藤 康博	昭和27年4月15日生	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年3月 株式会社みずほコーポレート 銀行執行役員インターナシヨ ナルバンキングユニット・シ ニアコーポレートオフィサー 平成16年4月 常務執行役員営業担当役員 平成18年3月 常務取締役コーポレートバン キングユニット統括役員 平成19年4月 取締役副頭取内部監査統括役 員 平成21年4月 取締役頭取(現職) 平成21年6月 当社取締役(現職)	平成21年 6月から 2年	普通株式 15,880
取締役		野見山 昭彦	昭和9年6月15日生	昭和32年4月 日本鉱業株式会社入社 昭和59年6月 取締役 平成元年6月 常務取締役 平成4年12月 株式会社日鉱共石常務取締役 平成5年12月 株式会社ジャパンエナジー常 務取締役 平成6年6月 専務取締役 平成8年6月 代表取締役 社長 平成12年6月 代表取締役 取締役会長兼社長 平成14年4月 代表取締役 取締役会長 平成14年9月 新日鉱ホールディングス株式 会社代表取締役社長 平成15年6月 代表取締役 取締役会長 平成18年6月 相談役(現職) 平成19年6月 当社取締役(現職)	平成21年 6月から 2年	普通株式 3,100
取締役		大橋 光夫	昭和11年1月18日生	昭和34年3月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 昭和電工株式会社入社 昭和63年5月 総合企画部長 平成元年3月 取締役総合企画部長 平成5年3月 常務取締役 平成7年3月 専務取締役 平成9年3月 代表取締役社長 平成17年1月 代表取締役会長 平成17年6月 当社取締役(現職) 平成19年3月 昭和電工株式会社取締役会長 (現職)	平成21年 6月から 2年	
取締役		安樂 兼光	昭和16年4月21日生	昭和39年4月 日産自動車株式会社入社 平成5年6月 取締役 平成9年6月 常務取締役 平成11年5月 代表取締役副社長 平成12年4月 取締役副会長 平成12年6月 副会長 平成14年4月 日産不動産株式会社代表取締 役社長 平成17年6月 相談役 平成18年7月 日産ネットワークホールディ ングス株式会社相談役(平成 19年6月まで) 平成19年6月 当社取締役(現職)	平成21年 6月から 2年	普通株式 7,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (常勤)		宗岡 恒雄	昭和26年5月14日生	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成16年4月 株式会社みずほ銀行執行役員 財務企画部長 平成17年4月 常務執行役員 平成20年4月 理事 平成20年6月 当社常勤監査役(現職)	平成20年 6月から 4年	普通株式 12,620
常勤監査役 (常勤)		森田 庸夫	昭和29年4月29日生	昭和53年4月 株式会社富士銀行入行 平成15年8月 当社管理部長 平成18年3月 執行役員管理部長 平成20年4月 常務執行役員内部監査部門長 平成20年6月 常務取締役内部監査部門長 平成21年4月 取締役 平成21年6月 常勤監査役(現職) 平成21年6月 みずほ証券株式会社監査役 (現職)	平成21年 6月から 4年	普通株式 17,150

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)		野崎 幸雄	昭和6年8月19日生	昭和31年4月 東京地方裁判所判事補任官 平成4年3月 仙台高等裁判所長官 平成5年3月 名古屋高等裁判所長官 平成8年8月 退官 平成8年10月 第一東京弁護士会入会 平成9年6月 株式会社第一勧業銀行監査役 (平成14年3月まで) 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス監査役(平成15年3月まで) 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行監査役(現職) 平成15年1月 当社監査役(現職) 平成18年3月 株式会社みずほ銀行監査役(現職)	平成19年 6月から 4年	普通株式 67,800
監査役 (非常勤)		関 正弘	昭和9年9月11日生	昭和34年4月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計士事務所(東京)入所 昭和62年6月 東京事務所総代表 平成2年2月 監査法人トーマツ国際担当専務代表社員 平成9年6月 日本公認会計士協会主任研究員 平成12年10月 国際大学大学院客員教授 平成13年4月 大学院教授(平成16年3月まで) 平成14年6月 NPO法人国際会計教育協会会長(平成18年6月まで) 平成16年4月 関公認会計士事務所開業 平成18年6月 NPO法人国際会計教育協会最高顧問(現職) 平成18年6月 当社監査役(現職)	平成18年 6月から 4年	普通株式 1,000
監査役 (非常勤)		石坂 匡身	昭和14年12月5日生	昭和38年4月 大蔵省入省 平成5年6月 理財局長 平成6年7月 環境庁企画調整局長 平成7年7月 事務次官 平成8年7月 自動車保険料率算定会副理事長 平成10年7月 石油公団副総裁 平成16年3月 顧問 平成16年7月 社団法人日本損害保険協会副会長 平成19年9月 財団法人大蔵財務協会理事長(現職) 平成20年6月 当社監査役(現職)	平成20年 6月から 4年	普通株式 27,100
計						普通株式 501,840

- (注) 1. 取締役のうち、野見山 昭彦、大橋 光夫及び安樂 兼光の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、野崎 幸雄、関 正弘及び石坂 匡身の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長	塚本 隆史	業務執行統括、人事グループ長
副社長執行役員	小崎 哲資	業務執行統括補佐、財務・主計グループ長
常務執行役員	齊藤 肇	内部監査部門長
常務執行役員	中野 武夫	リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括グループ長兼財務・主計グループ担当
常務執行役員	安部 大作	企画グループ長兼IT・システム・事務グループ長兼グループ戦略部長
執行役員	倉中 伸	人事部長
執行役員	小池 正兼	財務企画部長

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

また、当社グループは、「みずほの企業行動規範」を制定し、以下の基本方針を定めております。

#### ・社会的責任と公共的使命

日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。また、社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。

#### ・お客さま第一主義の実践

お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。また、お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得るための基盤と考えます。

#### ・法令やルールの遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

#### ・人権の尊重

お客さま、役員及び社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

#### ・反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

### 会社の機関内容

当社グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行い、グループ各社の専門性向上とお客さまニーズへの適応力強化を一段と進めることで、企業価値の極大化に取り組んでおります。

#### (取締役及び取締役会)

当社の取締役会は、9名により構成し、当社並びにグループの経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。なお、社外取締役3名が業務執行から独立した立場で取締役会に加わることで、取締役会の経営監督機能の一層の強化を図っております。

さらに、取締役人事及び報酬に対する透明性・客観性を確保する観点から、社外取締役を含めた取締役を構成員とする指名委員会、報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。

#### (監査役)

当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役5名のうち3名は社外監査役であり、このうち1名は、米国内閣府開示事項とされている財務専門家の要件を満たしております。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

#### (業務執行)

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括しております。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置し業務執行に関する重要な事項を審議するとともに、以下の経営政策委員会を設置し各役員の担当業務を横断する全社的な諸問題について総合的に審議・調整を行っております。



< 経営政策委員会 >

ポートフォリオマネジメント委員会

ポートフォリオの基本方針や、その運営に関する審議・調整及びポートフォリオモニタリング等を行っております。

A L M・マーケットリスク委員会

A L Mに係る基本方針やリスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理に関する審議・調整及び実績管理等を行っております。

コンプライアンス委員会

外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力への対応、事故処理に関する審議・調整等を行っております。

情報管理委員会

情報管理に関する各種施策の推進状況や情報セキュリティにかかるリスク管理、個人情報保護法対応、情報管理に関する各種規程類等についての審議・調整等を行っております。

ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する事項の審議・調整等を行っております。

C S R委員会

C S Rに関する各種施策の取組み状況や要対応事項、取組み方針、開示報告書に関する審議・調整等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題について以下の5つの委員会を設置し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。

事業継続管理委員会

「事業継続管理の基本方針」に関わる業務運営についての方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

障害者雇用促進委員会

障害者の雇用ならびに職場定着推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

社会貢献委員会

社会貢献活動に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

環境問題委員会

地球環境問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

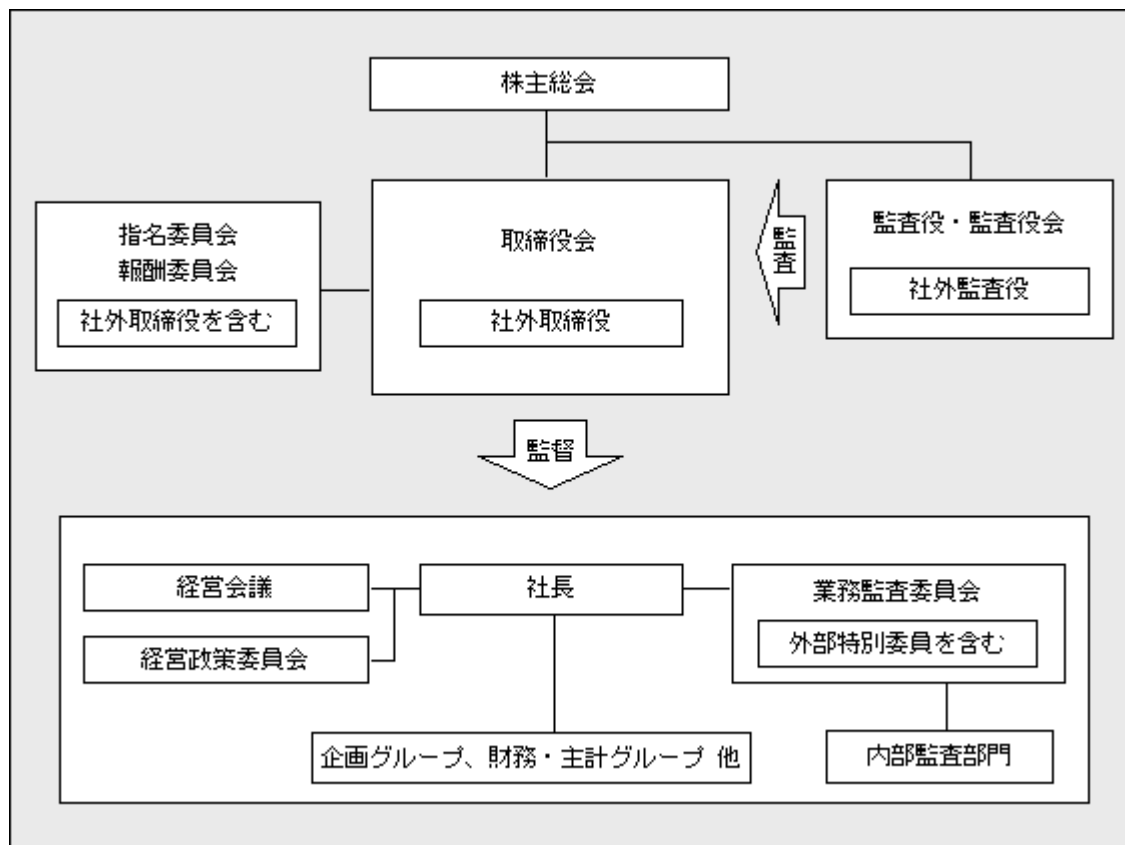
（内部監査部門等）

当社は、社長傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加しております。

< 当社のコーポレート・ガバナンス体制 >



取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、将来の機動的な資本政策の実施に備えるものであります。

中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 内部統制の仕組み

### (内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況)

当社グループでは、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

なお、当社グループでは、情報管理の重要性を踏まえ、関連規程の整備を行い、情報管理委員会及び担当組織の設置といったグループ経営管理体制を構築するとともに、情報セキュリティ管理に係る外部認証を取得するなど、情報管理体制の強化を推進しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

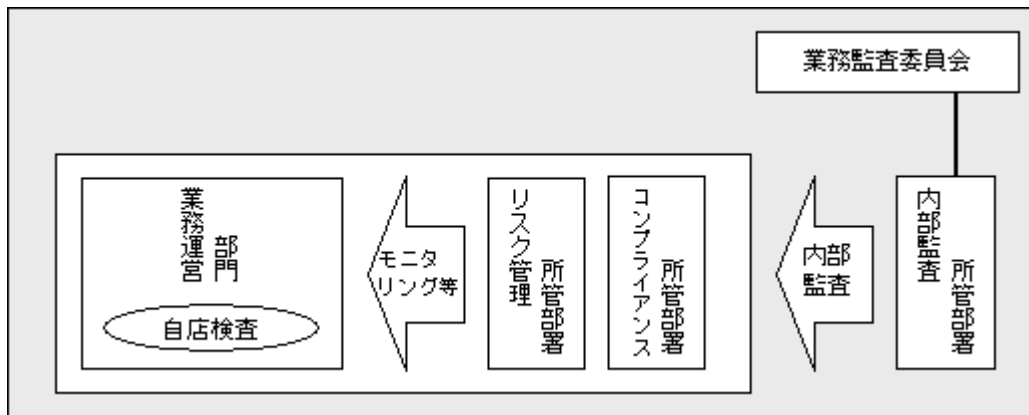
### (反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、との基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

また、主要グループ会社においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、公明正大に対処しております。

### <みずほフィナンシャルグループの内部統制の仕組み>



### 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、内部監査のための組織として、監査業務部(専任スタッフ13名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針及び内部監査規程に基づき当社の内部監査を実施するとともに、主要グループ会社からの内部監査の結果や問題点のフォローアップ状況等の報告に基づいて各社の内部監査と内部管理体制を検証することにより、主要グループ会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しております。

当社及び主要グループ会社の内部監査の結果については、担当役員である内部監査部門長が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等から事業の報告を聴取するとともに、重要書類の閲覧、監査業務部や子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施することにより、業務及び財産の状況調査を行い、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当社では、監査業務部、監査役及び会計監査人は、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、松村直季、江見睦生、茂木哲也、三浦昇の計4名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士18名、会計士補等32名、その他8名であります。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要  
当社と、社外取締役及び社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

#### 社外取締役・社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役及び社外監査役と締結しております。

#### 種類株式の議決権

第十一種、第十二種及び第十三種優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。」と定款に規定されております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。（なお、当社が発行している優先株式は、第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式であり、第十二種の優先株式は発行していません。）

#### 役員報酬の内容

当社の取締役に対する報酬額及び監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額 11名に対し336百万円  
監査役に対する報酬額 7名に対し78百万円  
(うち社外役員に対する報酬額は、7名に対し69百万円)

(注) 1. 役員賞与はありません。

2. 上記以外に、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額等として、平成20年6月26日開催の第6期定時株主総会において第7号議案「退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈、並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件」が決議されるまでの期間に相当する額(取締役6名につき27百万円、監査役2名につき4百万円)を計上しております。
3. また、当事業年度において支給した、もしくは今後支給予定の役員退職慰労金は、当事業年度以前の有価証券報告書にてご報告した金額を除き、取締役4名に対し115百万円、監査役2名に対し29百万円であります。

#### (2) 【監査報酬の内容等】

##### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	3,180	3
連結子会社	-	-	698	454
計	-	-	3,879	457

(注) 1. 「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

2. 上記区分による報酬の内容は当連結会計年度から記載しており、「前連結会計年度」欄は「-」で表示しております。

##### 【その他重要な報酬の内容】

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬、税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

当社が、当社の監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、自己資本比率算定に係る調査手続業務等であります。

**【監査報酬の決定方針】**

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。